

定 款

アマテイ株式会社

アマテイ株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アマテイ株式会社と称し、英文では、Amatei Incorporated と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 普通釘、特殊釘、鉄線、針金、有刺鉄線、ボルト、ナット、リベット、小ネジ、その他の鉄鋼製品の製造販売
2. 木工機械の製造販売
3. 総合リース業
4. 顔料の製造販売
5. プレス・裁断・溶接加工等の鉄鋼製品の加工
6. 建築用金属製品の製造および販売
7. 化学薬品・工業薬品・毒物・劇物・機械工具類の販売
8. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
9. 各種代理業
10. 損害保険代理業
11. 不動産の賃貸および管理
12. 倉庫業
13. 土木建築材料・建築金物の強度、耐久性、安全性等の調査、研究および品質検査ならびに品質向上技術の開発
14. 梱包木枠、パレット、梱包材料の強度、耐久性、安全性等の調査、研究および品質検査ならびに品質向上技術の開発
15. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、大阪市において発行する日本経済新聞

に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任 期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役

に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- ② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規定)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催

することができる。

(監査等委員会規定)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(常勤の監査等委員)

第 35 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第80回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

昭和 24 年 12 月 01 日制定

沿 革

昭和 25 年 08 月 25 日改訂
昭和 26 年 05 月 15 日改訂
昭和 31 年 05 月 30 日改訂
昭和 31 年 11 月 29 日改訂
昭和 32 年 11 月 29 日改訂
昭和 33 年 05 月 29 日改訂
昭和 36 年 05 月 26 日改訂
昭和 37 年 05 月 30 日改訂
昭和 39 年 05 月 29 日改訂
昭和 40 年 05 月 31 日改訂
昭和 44 年 05 月 31 日改訂
昭和 45 年 05 月 30 日改訂
昭和 47 年 05 月 31 日改訂
昭和 50 年 05 月 30 日改訂
昭和 56 年 06 月 29 日改訂
昭和 57 年 06 月 29 日改訂
平成 03 年 06 月 27 日改訂
平成 06 年 06 月 29 日改訂
平成 10 年 06 月 26 日改訂
平成 11 年 06 月 29 日改訂
平成 14 年 06 月 27 日改訂
平成 15 年 06 月 27 日改訂
平成 16 年 06 月 29 日改訂
平成 17 年 06 月 29 日改訂
平成 18 年 01 月 01 日改訂
平成 18 年 06 月 29 日改訂
平成 19 年 06 月 28 日改訂
平成 20 年 06 月 27 日改訂
平成 21 年 06 月 26 日改訂
平成 23 年 06 月 29 日改訂
平成 27 年 10 月 05 日改訂
平成 29 年 06 月 28 日改訂
令和 03 年 06 月 28 日改訂